

# 地方三団体提出資料

提出資料	団体	ページ
全国知事会提出資料	全国知事会	1～8
全国市長会提出資料	全国市長会	9～26
全国町村会提出資料	全国町村会	27～37

# 地方分権改革に関する提案募集に係る意見

H26.9.16  
全国知事会

- 「提案募集方式」について、個々の地方公共団体からの意見を広く採り上げ、改革を着実に推進するシステム、すなわち「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」として評価。
- 各府省第1次回答で提案内容を実施とされたものは1%未満であり、遺憾。各都道府県の提案全般について、提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。
- このほか、個別項目への当会としての意見の概要は以下のとおり。

- **市町村への権限移譲の提案・・・64<A-①5、B-①17>/115件について移譲の提案受け入れ**
  - ～ このうち14件は勧告通り、50件は加えて移譲の提案を受け入れるもの
- **国からの権限移譲の提案・・・164<A-①9、B-①18>/280件について移譲を求め**
  - ～ このうち27件は農地転用、76件は「空飛ぶ補助金」見直しの提案
    - ・・・ **その他は手挙げ方式や社会実験による検討を求め** 等
- **義務付け・枠付けの見直しの提案・・・220<A-①19、B-①35>/293件について見直しを求め**
  - ～ このうち151件は勧告未実施分、37件は勧告に何らかの理由で盛り込まれなかったもの
- **その他(国庫補助負担金の要件緩和、地方公共団体の事務改善、事業者等に対する規制緩和等)の提案・・・34<A-①7、B-①0>/205件について見直しを求め**

※分類は当会の判断によるものであり、内閣府の分類と必ずしも一致しない。件数は提案件数ベースだが、同趣旨の提案が複数なされているものもある。

# 市町村への権限移譲の提案について

○市町村との役割分担の観点から、115件中64件<A-①5件、B-①17件>について移譲の提案を受け入れ。

## ・勧告通りの移譲の提案を受け入れるもの。・・・14件

(主な例)

- ・一部が国・都道府県道になっている市町村道のうち、国・都道府県道になっていない部分に係る都市計画決定(都市計画法)・・・市町村【A-①】
- ・浄化槽の設置届出等(浄化槽法)・・・市【B-①】
- ・都市計画事業の認可(都市計画法)・・・都市計画決定権者
- ・建築主事を設置するに当たっての都道府県知事同意の廃止(建築基準法)・・・市
- ・介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等(介護保険法)・・・中核市

## ・加えて、市町村との役割分担の観点から移譲の提案を受け入れるもの。・・・50件

(主な例)

- ・有害鳥獣の捕獲の許可等(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)・・・市町村【A-①】
- ・指定都市立特別支援学校設置の認可等(学校教育法)・・・指定都市【A-①】
- ・高等学校等就学支援金制度に係る認定等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律)・・・市町村【A-①】
- ・都市計画決定に当たっての都道府県知事同意の廃止(都市計画法)・・・町村【B-①】
- ・開発行為の許可(都市計画法)・・・都道府県との協議が整った市町村【B-①】
- ・緑地面積等に係る地域準則の条例制定(工場立地法)・・・町村【B-①】
- ・認可外保育施設の届出等(児童福祉法)・・・市町村【B-①】
- ・一の指定都市の区域内の都市計画に係る都市計画基礎調査(都市計画法)・・・指定都市
- ・農地転用の許可(農地法)・・・市町村
- ・農用地区域からの除外に当たっての都道府県知事同意の廃止(農業振興地域の整備に関する法律)・・・市町村
- ・大規模小売店舗の新設等の届出を市町村に移譲した場合における基準面積等の条例制定(大規模小売店舗立地法)・・・市町村
- ・認定こども園(幼保連携型以外)の認定(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)・・・指定都市
- ・総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等(食品衛生法)・・・保健所設置市 ※手挙げ方式
- ・飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準(食品衛生法)・・・指定都市
- ・液化石油ガス販売事業者の登録等(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)・・・市町村
- ・電気工事業者の登録等(電気工事業の業務の適正化に関する法律)・・・市町村
- ・新たに生じた土地の告示(地方自治法)・・・市町村

# 国からの権限移譲の提案について（1 / 2）

○164件〈A-①99件、B-①18件〉について国からの移譲を求めめる。  
○特に移譲を求めてきた以下の事務・権限については、改めて全国知事会の提言の実現を求めめる。

➤ **農地転用（27件）** ※うち市町村への権限移譲の提案18件

…「農地制度のあり方について」(H26.8.5地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可については市町村が担うこととするべき。

➤ **無料職業紹介（11件）**

…ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべき。  
…今月からハローワークの求人情報を地方へオンラインで提供することとされたが、地方の職員が国と同内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化するべき。

➤ **地域交通（5件）**

…路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲するべき。

➤ **直轄国道・一級河川（7件）**

…国と地方の個別協議の結果等を踏まえ、希望する都道府県への移譲を進めるべきである。  
…「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)の財源措置を確実に実現することはもとより、個別協議を踏まえた拡充を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講じるべき。

## 国からの権限移譲の提案について（2 / 2）

○いわゆる「空飛ぶ補助金」関連提案76件〈A-①3件、B-①7件〉について見直しを求めめる。

➤ **中小企業支援のほか、農林水産業支援、まちづくり、文化振興等、地域の振興に資するものは、地方自治体の実施する事業と連携を図り、効果を最大限に発揮することができるよう、自由度をできるだけ高めただけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付することを求めめる。**

(主な例)

- ・創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲（産業競争力強化法）【A-①】
- ・地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律）【B-①】
- ・民間まちづくり活動促進事業の財源・権限の都道府県への移譲（民間まちづくり活動促進事業制度要綱）
- ・地域公共交通確保維持事業補助金に関する都道府県及び市町村への事務・財源の移譲（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）

○このほか、44件〈A-①6件、B-①11件〉について全国知事会として都道府県への移譲を求めめる。

(主な例)

- ・指定区間内一級河川に係る河川現況台帳の調製（河川法）【A-①】
- ・麻薬小売業者間譲渡の許可等（麻薬及び向精神薬取締法）【A-①】
- ・財産に関する事故等が発生した場合の催告、命令等（消費者安全法）【A-①】
- ・民有保安林（重要流域の1-3号）の指定解除（森林法）※手挙げ方式【B-①】
- ・水道事業（給水人口5万人超）の認可等（水道法）【B-①】
- ・林野庁以外所管の国有保安林の指定解除（森林法）※手挙げ方式
- ・特定事業者等に対する指導等（エネルギーの使用の合理化に関する法律）※手挙げ方式
- ・商工会議所の定款変更の認可等（商工会議所法）
- ・小規模事業者支援法による経営発達支援計画及び連携計画の認定等（小規模事業者支援法）
- ・中小企業者に対するセーフティネット保証に係る地域指定等（中小企業信用保険法）
- ・包括信用購入あっせん業者の登録等（割賦販売法）
- ・認証製造業者等への措置命令等（工業標準化法）
- ・工業用水道の給水開始前の届出等（工業用水道事業法）

## 義務付け・枠付けの見直しの提案について（1/2）

- これまで約1000条項の見直しが実現し、一定の進展があるが、実際には、見直し後も「従うべき基準」が多用されるなど地方の自由度が高まっていない面もある。
- これを踏まえ、「従うべき基準」については、速やかに廃止し、又は参酌すべき基準化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従って義務付け・枠付けについて見直しを行い、勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を図るべき。
- この考え方に沿って、220件〈A-①19件、B-①35件〉について見直しを求めめる。

### ・勧告の未実施分に係る提案であり、勧告通りの見直しを求めもの。・・・151件

#### 一 このうち74件は「従うべき基準」関連、55件は国の関与関連

(主な例)

- ・保育所型認定こども園の認定の有効期間(就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)【A-①】
- ・都市公園を廃止できる場合の要件(都市公園法)【B-①】
- ・保安施設事業施行地内等の民有保安林(重要流域の1-3号保安林を除く。)の指定解除に当たっての大臣協議・同意(森林法)【B-①】
- ・地域森林計画策定に当たっての大臣協議・同意(森林法)【B-①】
- ・産業の集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定に当たっての大臣協議・同意(企業立地促進法)【B-①】
- ・保育所の居室等の面積、保育士の配置、児童福祉施設における食事提供方法に係る「従うべき基準」(児童福祉法)【B-①】
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に当たっての国土交通大臣同意及び農林水産大臣協議、都市計画基礎調査の実施(都市計画法)
- ・農地転用許可に当たっての都道府県農業会議への諮問(農地法)
- ・港湾区域の新設・変更に当たっての大臣協議・同意、港湾区域・臨港地区以外の施設の港湾施設としての大臣認定(港湾法)
- ・土地利用基本計画の策定、策定に当たっての大臣協議(国土利用計画法)
- ・埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっての大臣協議(公有水面埋立法)
- ・小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス)の人員、設備及び運営に係る「従うべき基準」(介護保険法)
- ・保健所長の医師資格要件(地域保健法)
- ・特定施設等の設置等の許可の手続(瀬戸内海環境保全特別措置法)
- ・普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に係る「従うべき基準」(職業能力開発促進法)
- ・公立学校における学級編成の標準(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律)
- ・学校評議員の委嘱の主体を学校設置者に限定(学校教育法)

## 義務付け・枠付けの見直しの提案について（2 / 2）

・勧告に何らかの理由で盛り込まれなかったものに係る提案であるが、勧告の趣旨に沿った見直しを求めもの。・・・37件

- 一 このうち4件は政省令、5件は条例制定余地のある規定、8件は勧告後の新たな規定によるもの、また、20件はその他何らかの理由で盛り込まれなかったもの

(主な例)

- ・開発行為の許可の基準(都市計画法)【A-①】
- ・占用許可の対象となる工作物等の範囲、占用の期間(都市公園法)【A-①】
- ・地方道に係る道路の占用許可の基準(道路法)【A-①】
- ・公営住宅の家賃の決定に係る基準、明渡し請求に係る収入基準(公営住宅法)【A-①】
- ・医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可の基準(麻薬及び向精神薬取締法)【A-①】
- ・旅館業の許可等の基準(旅館業法)【A-①】
- ・放課後児童健全育成事業の設備・運営の基準(児童福祉法)【B-①】
- ・応急仮設住宅の入居期間等、救助の程度、方法及び期間(災害救助法)【B-①】
- ・都市公園における公園施設の具体的な種類(都市公園法)
- ・特別用途地区等の建築物に係る市町村等条例による制限緩和に当たっての大臣承認(建築基準法)
- ・教育課程特例校の指定に当たっての許可(学校教育法)
- ・救助の程度、方法及び期間の基準(災害救助法)
- ・介護保険認定審査会委員の任期(介護保険法)、精神医療審査会委員の任期(精神保健福祉法)、建築審査会委員の任期(建築基準法)

・勧告対象外のものに係る提案(法定受託事務、必置規制)であるが、見直しを求めもの。・・・27件

(主な例)

- ・二級河川の河川整備計画の策定に当たっての大臣協議・同意(河川法)
- ・地方社会福祉審議会の設置(社会福祉法)
- ・博物館、図書館の教育委員会による所掌(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)
- ・許可に当たって医療審議会の意見聴取をすべき医療法人の範囲(医療法)

## 全てに共通して国に対処を求めめる事項

- 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全てに共通して以下の事項を求めめる。
  - ・ 事務区分(自治事務・法定受託事務)、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。
  - ・ 報告徴収・立入検査に限った移譲など、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲すること。
  - ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。
- 政府として最終的に決定するまでに、全てに共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求めめる。
  - ・ 工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
  - ・ 財源については、事務・権限の実施にあたり財源(人件費相当額を含む。)の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲すること。
  - ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
  - ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

# 第16回地方分権改革有識者会議（H26.8.1） 古川議員提出資料（抜粋）

## 2 提案募集に対する基本的な考え方

今後、提案募集検討専門部会を中心に審議が始まりますが、次の点を重視していただきたいと思います。

- ・ 地方創生、人口減少、産業振興・経済成長に関する施策への対応は、国家をあげてスピード感をもって行うべき改革です。
- ・ 多くの自治体は具体的な支障事例を挙げて、内閣府との事前相談を経て、提案をします。今後の検討に際しては、これまでの各府省の姿勢に拘ることなく、見直しを拒む立証責任は所管省にあるという認識をもって、検討すべきです。
- ・ 提案募集検討専門部会、農地・農村専門部会で検討する事項以外は、内閣府が主体的に各府省と調整することになるが、内閣府と各府省の調整過程において、進捗が図られない案件については、提案募集検討専門部会で処理するなど、実現に向けた柔軟な対応が必要です。

資料 1

# 提案募集検討専門会で取り上げている重点事項における

## 全国市長会の意見

平成26年9月16日

全国市長会

A-1① これまでに議論されなかった事項であって、特に重要なもの 76件 (40項目)

分野	提案主体	提案事項	概要	全国市長会意見
1 土地利用 (農地除く)	函館市	一部に国道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲 (都市計画法)	都市計画道路のうち、一部に国道道を含んで都市計画決定された市町村道に係る都市計画の変更権限を市町村へ移譲する。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
2	横浜市、二本松市	都市計画の軽易な変更の見直し (都市計画法)	市町村が決定する都市計画の変更において、都市計画の決定手続が準用されない「軽易な変更」として取り扱うことができる項目を追加する。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。
3	川崎市	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大 (都市計画法)	開発行為における公園の設置等について、全国一律的な基準となっていないことから、開発許可基準の技術的細目について条例委任等を行う。	公園整備の効果等にも着目し、提案団体の意見を十分に尊重されたい。
4	埼玉県	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和 (都市公園法)	都市公園の駐車場の上部空間を活用して太陽光発電施設を置く際、既設の建築物を増築して設置する場合等であっても、設置可能とする。	国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、法制上の課題など事実関係について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。
5	北上市	都市公園の占用期間の条例委任 (都市公園法)	政令で定められた、都市公園に係る占用期間について条例で設定することができるようにする。	申請者の負担軽減、申請手続き事務軽減などの観点から、提案団体の意見を十分に尊重されたい。
6 医療・福祉	滋賀県	保育士修学資金貸付事業の貸付対象者の住所要件の撤廃 (保育士修学資金貸付制度実施要綱)	保育士修学資金貸付事業の貸付け対象として、県内居住者又は県内就労者のほかに、県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生を加える。	意見なし。

医療・福祉	埼玉県	認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和（児童福祉法）	社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合、1年間の土地・建物賃借料に相当する額に加えて1,000万円の資金を有することとされている審査要件を緩和する。	所管（府）省からの回答が「現行により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
7	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、歌山県、鳥取県、徳島県	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止（就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間（5年を超えない範囲）を廃止する。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。
8	中国地方知事会	保育料の軽減制度に係る兄弟姉妹の同時入所要件の廃止（保育所運営費国庫負担金交付要綱）	現在、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化する保育料軽減制度について、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃する。	提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求め。
9	京都府、大阪府、鳥取県、中島県、相模原市、神戸市、中国地方知事会	放課後児童クラブの補助条件の見直し（放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱）	① 現在、1クラブ当たりとされている障がい児受入加算の基準について、1人当たりに見直す。 ② 現在、開所時間が1日6時間超とされている長時間開設加算の基準について、1日5時間超に見直す。 ③ 現在、補助対象とされていない、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直す。	①提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求め。 ②提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求め。 ③提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求め。
10				

医療・福祉	山梨県、特別区長会	産後ケア事業に対する補助条件の見直し (母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱)	<p>① 市町村が実施主体とされた、「産後ケア事業」について、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、実施主体を都道府県に拡大する。</p> <p>② 「母子保健相談支援事業（母子保健コーディネーターの配置）」「産後ケア事業」の全てを実施することが補助条件とされている「妊娠・出産包括支援モデル事業」の当該条件を見直し、「産後ケア事業」の実施のみで補助対象とする。</p>	<p>① 提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求め。</p> <p>② 提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討をなすこと、総合的に行うという見解は、そのとおりであるが、事業実施の可能性があるが、産後の支援は、地域における切れ目のない妊娠・出産の支援は、必ずしも3事業に限定されざる。</p>
医療・福祉	長崎県、千葉県、萩市	介護保険事業に係る規制緩和 (介護保険法、老人福祉法)	<p>① ユニット型施設と多床型施設を併設した特別養護老人ホームについて、それぞれ別施設として認可・指定が必要とされたが、併設型の施設と基準を改めて位置付け、同一施設として認可・指定を行うこととする。</p> <p>② 地域支援事業の認知症施策に携わる「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の対象として、地方が独自に養成している者を認める。</p> <p>③ 都道府県が、介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所を指定・許可する場合、市町村長との事前協議制を整備する。</p>	<p>① 提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求め。</p> <p>② 提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求め。なお、所管（府）省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>③ 所管（府）省からの回答が「現行により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

医療・福祉	大阪府、さいたま市、堺市	介護認定審査会委員の任期の条例委任（介護保険法）	政令で定められた、介護認定審査会委員の任期を条例委任する。 （参考）第3次一括法により、地方社会福祉審議会等委員の資格、定数、任期等について条例委任済み	提案団体の提案の実現に向けて十分な検討を求めらる。 なお、一定の上限の範囲内での緩和が適切であると考える。
福井県、長野県、京都府、兵庫県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県		医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和（麻薬及び向精神薬取締法）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県へ移譲する。</li> <li>② 在庫量の不足のため調剤することができない場合に限るとされた譲渡許可条件を緩和する。</li> <li>③ 最長1年とされている、譲渡許可の有効期間を延長する。</li> <li>④ 最長2年とされている、麻薬取扱者免許の有効期間を延長する。</li> <li>⑤ 麻薬を廃棄する際の行政職員の立会いを廃止する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 意見なし。</li> <li>② 意見なし。</li> <li>③ 意見なし。</li> <li>④ 意見なし。</li> <li>⑤ 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、麻薬廃棄の立会いを行いながら、薬局の立入検査を行うことができるとは言えない。</li> </ol>
熊本県、九州地方知事会		社会医療法人の認定要件緩和（医療法）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とする。</li> <li>② 都道府県が社会医療法人を認定する際、複数の県に医療施設を設置している医療法人については、各県において救急医療確保等事業を実施することが要件とされているが、医療施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合には、各県で事業を実施していなくても、要件を満たすこととする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。</li> <li>② 提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。</li> </ol>

教育・文化	新潟市、京都市	指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止（学校教育法）	指定都市立特別支援学校の設置に係る都道府県教育委員会の認可を廃止する。 （参考）指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止予定	提案の実現を求め。ただし、特別支援学校の設置等に関しては広域での調整が必要であることから、移譲後も、引き続き道府県と緊密な連携を図られるよう必要な措置を求め。
環境・衛生	京都府、兵庫県	市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲（高等学校等就学支援金の支給に関する法律）	市立高校の就学支援金の認定申請審査や支給決定業務を都道府県から指定都市・中核市へ移譲する。	市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求め。
環境・衛生	埼玉県	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）	有害鳥獣の捕獲許可、鳥獣飼養の登録、販売禁止鳥獣の販売許可等の権限を都道府県から市町村へ移譲する。	鳥獣行政の広域的視点の観点から、慎重な検討を求め。
環境・衛生	徳島県、兵庫県、長崎県	鳥獣狩猟免許の有効期間の延長（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）	一律3年とされている狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定（延長）できるよう見直す。	有害鳥獣駆除には、銃器等厳格な取り扱いが必要となる器具もあることから、駆除従事者の資質確認のための狩猟免許の更新の延長については、慎重な検討を求め。
環境・衛生	三豊市	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	一般廃棄物収集運搬業の許可期間について、優良な事業者に対しては、原則2年間を4年間とできるよう見直す。	提案団体の意見を十分尊重されたい。

16

17

18

19

20

環境・衛生	愛媛県	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合（積替え保管施設がない場合に限る）、現在、全ての都道府県において許可が必要とされているが、主たる事務所を所管する都道府県の許可のみで足りることをとする。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めめる。
産業振興	山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、九州地方知事会	市町村の創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲（産業競争力強化法）	創業支援事業計画の認定権限を国から都道府県へ移譲する。	意見なし。
	神奈川県、九州地方知事会	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に基づく再生可能エネルギーの認定権限等の都道府県への移譲（電気事業者再生可能エネルギー電気の調達特別措置法）	再生可能エネルギー発電の認定権限等を国から都道府県へ移譲する。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。
	埼玉県	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法等の見直し（高圧ガス保安法等）	水素ステーションの設置を促進できるように、都道府県知事の許可基準を緩和する。	意見なし。
	神奈川県	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲（中小企業等協同組合法）	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限を地方農政局から都道府県へ移譲する。 （参考）2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限（厚生労働省（地方厚生局所管業務））については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲予定	提案団体の意見を十分に尊重されたい。

消防・防災・安全	京都市、九州地方知事会	災害応急住宅に係る規制緩和 (災害救助法、建築基準法)	最長2年とされている応急仮設住宅の入居期間について、被災地域の実情に応じて延長することができよう、弾力化する。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めらる。
土木・建築	愛知県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止 (河川法)	① 二級河川について都道府県が行う河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に係る国の同意協議を廃止する。 ② 一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意協議を廃止する。	①意見なし。 ②意見なし。
茨城県	茨城県	指定区間内一級河川の河川現況台帳調製権限の都道府県への移譲 (河川法)	指定区間内(都道府県管理)の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限を国から都道府県へ移譲する。	意見なし。
岐阜県	岐阜県	電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占有許可基準の緩和 (道路法)	道の駅への自動車用急速充電器の積極的な導入促進を図るため、道路占有許可の基準(無余地性の原則※)を緩和する。 (※)道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためにやむをえない場合等に限り、道路占有許可を与えうる(道路法第33条)。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。 なお、現行規定により対応可能であることが確認できた場合は、その旨全体的に道路管理者に対して通知されることを希望する。

土木・建築	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、豊田市、松山市	公営住宅に係る規制緩和 (公営住宅法)	<p>① 公営住宅の明渡しを請求することができ入居者の高額の入居の基準を、条例に委任する。</p> <p>② 公営住宅の入居収入基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準について、「非婚の母」及び「非婚の父」についても寡婦(夫)控除規定が適用されるよう、対象を見直す。</p> <p>③ 公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等(現在はグループホーム事業等に限定)について、小規模多機能型居宅介護事業等の事業に拡大する。 (参考) 第1次一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例委任</p>	<p>①提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>②提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>③提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
全国市長会		備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和 (建築基準法)	<p>備蓄(防災)倉庫を設置する際の、建築確認手続を不要とするなど規制緩和を行うとともに、用途地域における制限緩和を行う。</p>	<p>提案している小規模な防災倉庫については、そもそも建築物として扱っていない自治体もあるようである。</p> <p>建築物として扱うか否かについての判断が自治体や特定行政庁によって異なっている現状は、混乱を招くこととなるため、防災倉庫のような小規模なものについては、「建築基準法」の建築物として扱わなくてもよいのであれば、その旨通知等により周知していただきたい。</p>

土木・建築	神奈川県	複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲（建設業法、宅地建物取引業法）	建設業許可及び宅地建物取引業免許の事務のうち、事務所・営業所が複数都道府県にまたがる業者に係る国土交通大臣の事務・権限を都道府県等に移譲する。 （参考）2以上の都道府県にまたがる医療法人の設立認可権限等については、第4次一括法により都道府県に移譲予定	広域的に事業を展開する業者について、統一的に免許・監督等に関する事務を行うことに対して懸念があることから、市町村への移譲は慎重に検討すべきである。
32	京都府、徳島県	市町村営ほ場整備の換地計画に係る都道府県認可の廃止（土地改良法）	市町村営ほ場整備事業（区画整理）の手続きにおいて、換地計画の都道府県の認可を廃止し、事後報告とする。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
33	京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛知県、神戸市、広島市、山武市	地域バス路線に係る補助要件の緩和（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱）	中山間地の生活交通を守る観点から、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう、補助対象路線の1日当たり輸送量（現行は一律に15人以上）等の要件緩和を行う。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。
34	鳥取県、徳島県	地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲（外国人観光旅客の観光の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律）	地域限定通訳案内士となるため要件について、現在は法律で定められているが、都道府県の条例で定められるようにするなどの規制緩和を行う。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
35	佐賀県	CIQ業務権限の都道府県への移譲（出入国管理及び難民認定法等）	地方管理空港における国際ビジネス機受入について、出入国の際に必要なCIQ業務を、国から希望する都道府県に移譲する。	意見なし。
36	金沢市	NPO法人の認証等権限の中核市への移譲（特定非営利活動促進法）	第2次一括法により指定都市まで移譲されている、NPO法人の認証等の権限を中核市まで移譲する。	市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求め。
37				

その他	長崎県	新設のNPO法人の仮認定に係る申請期限の延長（特定非営利活動促進法）	仮認定申請は、法人設立の日から5年まで可能であるが、平成26年度までは経過措置が設けられ、設立から5年を超えても仮認定申請が可能となっている。経過措置終了後も、設立から5年を超えても仮認定申請が可能となるよう見直す。	提案団体の意見を十分尊重すること。
九州	九州地方知事会	マイナンバー利用事務の拡大（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）	現在、マイナンバーの活用対象とされていない、社会保障等に関する法律等に基づく事務に活用対象を拡大する。 （例）「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に係る事務等	国民が混乱することのな いように、類似の事務へ 拡大するなど、検討状況 等の情報を公開しながら、 利用範囲の拡大につ いて検討を行うこと。
東京都	東京都	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲（消費者安全法）	消費者安全法に基づく勧告・命令の並行権限を都道府県に付与する。また、都道府県が実施できる報告徴収対象区域を拡大する。	市への移譲については、 手挙げ方式による移譲を 求める。

B-1① これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの 76件 (18項目)

分野	提案主体	提案事項	概要	全国市長会意見
土地利用 (農地除く)	磐田市、東広島市、中津市	開発行為の許可権限の希 望する市への移譲 (都市計画法)	現在、特例市まで移譲されている、 開発行為の許可権限を希望する市へ 移譲するとともに、市において開発 審査会を設置することができよう にする。	市への移譲については、事務 処理特例条例による移譲では なく、法律に基づいた手挙げ 方式による移譲を求めめる。回答 なお、国土交通省からの回答 が「現行規定により対応可 能」となっているが、事実関 係について提案団体との間で 十分確認を行うべきである。
1	酒々井町、全国町村会	町村の都市計画に係る都 道府県同意の廃止 (都市計画法)	町村の都市計画決定に必要な都道府 県の同意(市は協議)を廃止し、協 議のみとする(市と同様の制度とす る。)	意見なし。
2	芦別市、北上市	都市公園の廃止に係る規 定の弾力化(都市公園 法)	都市の集約化や人口減少などの課題 に対応するため、市町村の裁量によ り都市公園の柔軟な廃止ができるよ うにする。	国土交通省からの回答が「現 行規定により対応可能」と なっているが、「公益上特別 の必要がある場合」を明示し た上で、事実関係について提 案団体との間で十分確認を行 うべきである。
3	青森県、群馬県、京都府、大 阪府、兵庫県、奈良県、和歌 山県、徳島県	保安林の指定、解除権限 の都道府県への移譲 (森林法)	国が行う保安林の指定、解除に係る 権限について、都道府県へ移譲す る。	意見なし。
4	宮城県、京都府、大阪府、兵 庫県、和歌山県、鳥取県、広 島県、徳島県、中国地方知事 会	都道府県による保安林の 指定、解除に係る国の同 意協議の廃止 (森林法)	都道府県が行う保安林の指定、解除 に係る国への同意協議を廃止する。	意見なし。
5				

<p>土地利用 (農地除く)</p>	<p>愛知県、福島県</p>	<p>都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止 (森林法)</p>	<p>都道府県が定める地域森林計画に係る国への同意協議を廃止する。</p>	<p>意見なし。</p>
<p>医療・福祉</p>	<p>埼玉県、東京都、神奈川県、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、鹿児島県、長岡市、中国地方知事会、安城市、九州地方知事会</p>	<p>保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (児童福祉法)</p>	<p>保育所等の児童福祉施設に係る居室面積等「従うべき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げる見直しを行う。 (参考) 待機児童の多い大都市部の地域について、保育所の居室面積の基準を「標準」とする特例措置は、平成26年度末まで</p>	<p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
<p>埼玉県</p>	<p>埼玉県</p>	<p>認可外保育施設に係る市町村への権限移譲 (児童福祉法)</p>	<p>現在、中核市まで移譲されている、認可外保育施設の設定届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等の権限を都道府県から市町村に移譲する。</p>	<p>市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。</p>
<p>京都府、兵庫県、徳島県</p>	<p>京都府、兵庫県、徳島県</p>	<p>臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲 (医師法)</p>	<p>国の臨床研修病院の指定権限を都道府県に移譲し、研修医受入定員の調整について、都道府県が実情に応じて設定することができるようにする。</p>	<p>意見なし。</p>

6

7

8

9

<p>教育・文化</p>	<p>大阪府、和歌山市、松山市、大分市、中核市市長会、全国特例市市長会、特別区長会</p>	<p>県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲（地方教育行政の組織及び運営に関する法律等）</p>	<p>県費負担教職員の人事権、給与負担等を中核市、特例市、特別区、一般市へ移譲する。 （参考）指定都市については、第4次一括法により移譲予定</p>	<p>人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申され、文科省では9年間が経過し、文科省ではその間、検討することとしていない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現することは、なお、検討にあたるなど、現実な検討を行うこと。</p>
--------------	---	--	--	---

<p>環境・衛生</p>	<p>福島県、愛知県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、中国地方知事会</p>	<p>水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲 (水道法)</p>	<p>水道事業（給水人口5万人超であつて水利調整を要するもの）及び水道用5千立方メートルを超えるもの）の認可・指導監督権限を国から都道府県へ移譲する。 (参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み</p>	<p>提案団体の意見を十分尊重すること。 なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に對して、十分な指導力を発揮できない、また、他県と法的な指導内容に差異が生じないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのようなか、国と各都道府県にすべきか、国と各都道府県に對して十分な議論、調整等を行うこと。</p>
<p>埼玉県、長崎県</p>	<p>浄化槽設置届出権限の市等への移譲 (浄化槽法)</p>	<p>①浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限等を都道府県から市町村に移譲する。 ②また、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合、現在、都道府県及び保健所設置市双方において浄化槽保守点検業登録が必要とされているが、どちらか一方で足りることとする。</p>	<p>①市において指導すること は、職員の確保、体制の整備等の観点から、慎重な検討を求め。 ②提案団体の意見を踏まえ積極的な検討を求め。回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>①法改正により暴力団排除条項を追加する事については、暴力団もしくは暴力団と密接に関係する者の判断が難しい等の懸念もあることから、判断基準を明確にすること。 ②意見なし。 ③意見なし。</p>
<p>九州地方知事会</p>	<p>旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し (旅館業法、採石法、砂利採取法)</p>	<p>都道府県が行う①旅館業、②採石業、③砂利採取業の許可等に際し、暴力団であることを理由に拒否することが可能となるよう不許可事由を見直す。 (参考) 建設業の許可及び宅地建物取引業の免許に係る暴力団排除については、本年6月に改正法成立</p>	<p>都道府県が行う①旅館業、②採石業、③砂利採取業の許可等に際し、暴力団であることを理由に拒否することが可能となるよう不許可事由を見直す。 (参考) 建設業の許可及び宅地建物取引業の免許に係る暴力団排除については、本年6月に改正法成立</p>	<p>①法改正により暴力団排除条項を追加する事については、暴力団もしくは暴力団と密接に関係する者の判断が難しい等の懸念もあることから、判断基準を明確にすること。 ②意見なし。 ③意見なし。</p>

産業振興	埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、中国地方知事会	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲 (中小企業地域産業資源活用促進法)	①中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限 ②その支援措置に係る財源を都道府県に移譲する。	①提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ②意見なし。
14	神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、中国地方知事会、九州地方知事会	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し (企業立地促進法)	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議を見直す(一部事項の事後報告化等)。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
15	広島県、聖籠町、中国地方知事会	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の希望する町村への移譲 (工場立地法)	第2次一括法により市ままで移譲されている、緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を希望する町村へ移譲する。	意見なし。
16	愛媛県	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和 (工場立地法)	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の適用除外の対象を拡大する。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
17	愛媛県	公営住宅建替事業の施行要件の緩和 (公営住宅法)	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止し、施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めらる。
18				

国保の過誤調整に関する提案(全国市長会)

全国市長会 資料2

番号	管理番号	内訳	提案区分			提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等
			区分	分野	対象団体			
		①市区町村から提案があったもの	▫ 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保険者(国保等)			<p>【支障事例】</p> <p>転職等により、国民健康保険から別の保険に異動したと きに起こる。</p> <p>過誤調整の方法は、旧保険者の国保が医療機関に支 払った額を被保険者に一旦負担してもらい、その被保険者 が新たに加入した保険者に請求する。</p> <p>過誤調整は、1市で年間200件を超えている団体がある。 被保険者としては、医療機関で既に一部負担金を支払っ ており、更に保険者負担分の肩代わりについて、納得して もらうのに時間がかかる。また、途中で連絡がつかなくな る場合もあり、最悪の場合、支払ってもらえないこともある。 これは保険者にとって煩雑であり、被保険者にも負担で ある。</p> <p>【提案に対する国の対応等】</p> <p>この提案は、全国市長会において、国に対し、平成11年 6月から要望・提言している。</p> <p>厚労省では、市町村事務の負担の軽減の観点から、事 務の効率化への取り組みは必要であるとしているところ があるが、資格喪失後受診に伴う保険者間の過誤調整は、 被保険者が新保険者に療養費の請求を行う際に、被保険 者と旧保険者で合意した上で、旧保険者に受領について 委任を行うことで、その療養費を新保険者から旧保険者に 直接支払わせることは可能であり、具体的な処理が実施 できる体制の構築について、関係者と協議し検討したいと している。</p> <p>この対応では、保険者が被保険者と接触する必要があり 保険者と被保険者ともに、事務的な負担が残ることから、 被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できる 仕組みが必要である。</p> <p>【効果】</p> <p>本提案が実現すれば、被保険者は事務的金銭的な負担 が無くなり、保険者は迅速な事務処理が可能となり、事務 的負担も軽減する。</p>
	219				資格を喪失した 被保険者の受 診に伴う過誤調 整に係る事務処 理の見直し	資格を喪失した 被保険者の受 診に伴う過誤調 整について、被 保険者を介さず 保険者等の間に おいて直接処理 できるよう措置 を講じること。		

根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	関係府省の見解		全国市長会の意見
			回答府省	区分 意見	
国民健康保険法第8条	厚生労働省	全国市長会	厚生労働省	<p>資格喪失後受診などにより、被保険者がこれまで加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）に対して保険給付返還金債権を負う一方で、新たに加入した保険者（以下「現保険者」という。）に対する療養費請求権を有する場合には、債権譲渡等により旧保険者が現保険者に対して直接に療養費の請求を行うことは認められない。（国民健康保険法第67条）</p> <p>ただし、被保険者が現保険者に療養費の請求を行う際に、被保険者と旧保険者で合意した上で、旧保険者に受領費について委任を行うことで、その療養費を現保険者から旧保険者に直接支払うことは可能であると考えており、こうした事務処理の実施に向けて、現在、関係者と調整中であり、調整終了後、速やかに周知する予定である。</p>	<p>会計検査院から厚生労働省に対し、平成25年3月26日（25検第195号）において、保険者等が債権の回収を速やかに行うことができるよう、被保険者資格喪失後の受診等による返還金に係り医療費相当額を保険者等の間で相互に調整できる体制を整備することについて、関係府省とも調整するなどして、具体的な検討に着手することが求められている。</p> <p>厚生労働省が現在考えている方策では、旧保険者が被保険者から受領について委任を受ける必要がある。しかし、被保険者と連絡が取れない場合は、債権の回収を速やかに行うことができず、会計検査院の意見に応えることができない。</p> <p>旧保険者が被保険者と連絡を取るには、例えば、被保険者が自宅に帰ってくる時間帯に電話をするが、被保険者が不在であれば、何回も連絡する必要がある。担当職員は、超過勤務を強いられるばかりでなく、労力、経費ともに無駄であり、人員が限られている中、業務を圧迫している。保険者同士であれば、勤務時間内に連絡が取れ、債権の回収も速やかに行うことができる。</p> <p>被保険者の事務的、金銭的負担を無くし、保険者の事務的負担を軽減するため、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できる仕組みを構築されたい。</p>

国土交通省からの第1次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見	
								区分	回答	意見	補足資料
714	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じているなどの市町村の場合は、その市町村の土地利用構想に基づき市街化を図るべき区域」とするなど考えられる。	<p>【町都市計画の経緯】 本町は、S39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東港開発を機にS39年都市計画指定、S45年に近隣市町村と新潟都市計画区域として線引きされた。結果、政策的な必要性に迫られたものといえ、大部分を占める地域は市街化調整区域となった。</p> <p>【支障事例】 現在、町都市計画マスタープランに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現化にあたっては区域区分規制で困難となっている。例として、S52年の役場庁舎移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共施設を整備し、地区を「中心市街地促進エリア」とし住環境整備促進しているが、市街化調整区域より円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、3市町構成で、区域区分変更は単独市町ではできず、また、区域区分の考え方は、都市計画法第7条に関連して都市計画運用指針に示されているが、市街化区域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全人口フレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくりの自由度は極めて低いものとなっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 線引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、線引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大きく変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考え、よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望むものである。</p>	都市計画法第7条 都市計画運用指針IV-2-1-B	添付資料: ・聖籠町都市計画区域図 ・第2次都市計画マスタープランにおける全体構想図	国土交通省	聖籠町	D 現行規定により対応可能	区域区分を定める場合、運用指針における考え方を基本としつつも、地域の特異事情等を踏まえ、法令の範囲内においてこれによらない方法で定めることは可能。	地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方が基本とされることは、記述の有無の意義は大きいものであることから、運用指針の中で、特異事情等も踏まえることでも可能であることについて、何らかの明記を求めるものである。	
970	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	<p>【制度の現状】 「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。</p> <p>【制度改正の必要性】 首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一括化すべきである。</p>	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	本件については第4次一括法(平成26年5月28日成立)に向けて提案していたものであるが、第4次一括法では実現されなかったものである。	国土交通省	全国町村会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。	今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案とより前向きな検討をお願いしたい。	
81	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとする	<p>【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔りがあり、区域区分制度を画一的に適用する合理性はなくなっている。また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづくりを行ううえでの阻害要因となっている。もちろん無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものと考え、そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都市計画法第15条の改正を求める。</p> <p>【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る機関が必要であると考え、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協議会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考えている。</p>	都市計画法第15条第1項第2号		国土交通省	松前町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時的に総合勘案して定められるものであることに鑑み、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。	今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案とより前向きな検討をお願いしたい。	

農林水産省からの第1次回答

全国町村会提出

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見	
								区分	回答		
971	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整第2729号)の改正	一、市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。 また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の詳細】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の1(2)に、「また一、市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。 また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一、市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するなどの措置を講じる。	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整第2729号)	添付資料:「求める制度改正の考え方」も参照	農林水産省(林野庁)	全国町村会	C	対応不可	森林法第26条第2項又は同法第26条の2第2項に規定する、いわゆる「公益上の理由」による解除に該当する場合として取り扱う事業は、市町村道の開設、改良をはじめ、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できるとされている事業のほか、電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合としている。したがって、事業毎に市町村長にその判断が委ねられるような場合を含めることは適当ではない。	一、市町村内で完結する民有林であり、かつ、民間の事業者などと異なり、市町村が、保安林における指定目的の達成と事業に伴う指定解除との間で比較衡量を行い計画に明確に位置付けた公の事業を対象とすることから、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できるとされている事業及び電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合と同等の取扱いとすべきである。
	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整第2729号)の改正	一、市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。 また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の詳細】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の1(2)に、「また一、市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。 また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一、市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するなどの措置を講じる。	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整第2729号)	添付資料:「求める制度改正の考え方」も参照	農林水産省(林野庁)	全国町村会	D	現行規定により対応可能	都道府県知事権限の保安林の指定の解除処分に係る標準処理期間については、国から都道府県に対し、概ね3ヶ月以内に設定するよう要請しているところであり、当該標準処理期間については、都道府県知事の裁量で御提案にあるような期間を設定いただくことは可能である。	自らの市町村域に存する保安林において市町村が計画する公益的な事業については、地域における保安林の配備状況などを最も把握している市町村が十分な「適否審査」等を行っている事を踏まえ、保安林の指定解除に係る手続上の迅速化・簡素化を図るとともに、都道府県単位で差異が生じることがないように、国において統一的な標準処理期間(2ヶ月)を定めるべきである。
431	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受益戸数が「3戸以上」であることが採択要件とされているが、これを1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	【具体的な支障事例】 農地の集約化が進む中、一団の農地を1人の担い手が耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに3戸以上の担い手が耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行施策と整合しない。 【制度改正必要性】 1戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合に自己負担となるため、受益戸数が1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表1		農林水産省	立山町	C	対応不可	農林水産省においては効果的な被害防止対策を推進する観点から、地域全体で取り組む侵入防止柵の設置等に対する支援を行っています。 当該交付金の3戸要件とは、耕作の担い手が3戸ということではなく、自給の農家や畜産農家も含め、侵入防止柵の設置等により受益する農家が3戸以上あれば良いとしています。 なお、当該交付金の活用が困難な場合、市町村が策定した被害防止計画に基づいて実施する取組による経費のうち、駆除等経費については、市町村が負担した経費の8割が特別交付税で措置されるので、これの活用も検討していただきたいと思います。	3戸要件の受益する農家の定義について明示いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見 意見
								区分	回答	
817	農業委員の選挙制度を廃止し、市町村長による選任制度に一元化	農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されているが、後者(市町村長による選任制度)に一元化すること。	【現行】 農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されている。 選任委員については、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区から推薦された者や市町村議会から学識経験者として推薦された者で構成されている。 【改正による効果】 市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の創意工夫を引き出すことに優れた識見を有する者等、幅広い分野からの参画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な遂行を図ることができることと、より実務的に機能する者を選任することができる。	農業委員会法第7条～第17条		農林水産省	兵庫県	E 提案の実現に向けて対応を検討	農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化することとされ、次期通常国会に関連法案の提出を目指すこととなっています。	「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり農業委員会の選任委員の比率を高めるべきである。
124	転用許可基準の条例委任	農地法第4条及び第5条を改正し、地域の実情に合った許可基準を設定できるよう条例委任すること。	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。 しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。 地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえでの重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。 そのため、地域の実情にあった許可基準を設定できるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。 【支障事例1】 片側2車線の町道が完成し、分断線としては認められたが、「特別な施設の立地条件を必要とする施設」で規定している「流通業務施設」「休憩所」「給油所」等の施設については、国、県道ではないということで認められていない。 【支障事例2】 自治体が設置する地域のコミュニティ施設や消防団の施設等、公共性の高い施設にも、同様の立地条件が適用されるため地域が要望する場所に設置できない例があった。	農地法第4条第2項、第5条第2項		農林水産省	松前町	C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国統一した基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。	「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。
80	全ての市町村に転用許可権限を移譲	農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。 しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。 地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえでの重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。 そのため、農地転用の許可を市町村が行うことができるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。	農地法第4条第1項、第5条第1項		農林水産省	松前町	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。

厚生労働省からの第1次回答

全国町村会提出資料

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見	
								区分	回答	意見	補足資料
322-2	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立	通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。	<p>【支障事例】</p> <p>市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。</p> <p>近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。</p> <p>市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議制の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。</p>	介護保険法第70条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条		厚生労働省	萩市	C 対応不可	本提案は、新たな障害福祉サービス事業所の設置に当たって、都道府県に市町村との事前協議を義務づけることにより、市町村の計画に基づき想定される財政負担以上の負担を抑制することを目的としていると見られる。しかし、新たな財政負担はサービス利用者の需要があってはじめて生じるものであり、新たな障害福祉サービス事業所の設置により生み出されるものではなく、本提案と財政負担の抑制に相関関係はなく、本提案をもって財政負担の抑制を行うことはできない。	この提案で最も重要なことは、住民に最も身近な市町村が、住民と協働して、求められるオーダーメイドの地域を共に作り上げていく取り組みに支障が生じることであり、都道府県の計画に沿った内容であっても、それが直ちに市町村が望んでいるとは限らないことから、福祉施設の設置及びサービス事業の開始について、市町村長との事前協議を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正すべきである。	
219	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整に係る事務処理の見直し	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できるよう措置を講ずること。	<p>【支障事例】</p> <p>転職等により、国民健康保険から別の保険に異動したときに起こる。過誤調整の方法は、旧保険者の国保が医療機関に支払った額を被保険者に一旦負担してもらい、その被保険者が新たに加入した保険者に請求する。過誤調整は、1市で年間200件を超えている団体がある。</p> <p>被保険者としては、医療機関で既に一部負担金を支払っており、更に保険者負担分の肩代わりについて、納得してもらおうに時間がかかる。また、途中で連絡がつかなくなる場合もあり、最悪の場合、支払ってもらえないこともある。</p> <p>これは保険者にとって煩雑であり、被保険者にも負担である。</p> <p>【提案に対する国の対応等】</p> <p>この提案は、全国市長会において、国に対し、平成11年6月から要望・提言している。</p> <p>厚労省では、市町村事務の負担の軽減の観点から、事務の効率化への取り組みが必要であるとしているところであるが、資格喪失後受診に伴う保険者間の過誤調整は、被保険者が新保険者に療養費の請求を行う際に、被保険者と旧保険者で合意した上で、旧保険者に受領について委任を行うことで、その療養費を新保険者から旧保険者に直接支払わせることは可能であり、具体的な処理が実施できる体制の構築について、関係者と協議し検討したいとしている。</p> <p>この対応では、保険者が被保険者と接触する必要があり、保険者と被保険者ともに、事務的な負担が残ることから、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できる仕組みが必要である。</p> <p>【効果】</p> <p>本提案が実現すれば、被保険者は事務的・金銭的な負担が無くなり、保険者は迅速な事務処理が可能となり、事務的負担も軽減する。</p>	国民健康保険法第8条		厚生労働省	全国市長会	C 対応不可	資格喪失後受診などにより、被保険者がこれまで加入していた保険者(以下「旧保険者」という。)に対して保険給付返還金債務を負う一方で、新たに加入した保険者(以下「現保険者」という。)に対する療養費請求権を有する場合には、債権譲渡等により旧保険者が現保険者に対して直接に療養費の請求を行うことは認められない。(国民健康保険法第67条)	被保険者の合意を得た上で現保険者から旧保険者に直接支払う仕組みを検討中とのことだが、旧保険者が被保険者と接触する必要があり、事務負担が残ることには変わらないことから、被保険者を介さず保険者間で直接処理する仕組みが必要と考える。	
348	資格喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整手続の簡素化・迅速化	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講ずること。	<p>【支障事例】</p> <p>国加入者(被保険者)が資格喪失(就職や扶養等)後に誤って国保を利用して受診した場合、その期間に市町村国保から支払われた給付費(保険者負担分)は、一旦全額を当該被保険者から市町村国保が徴収し、その新保険者(社保等)から相当額が被保険者に対して支払われることとなっている。しかし、その給付費が特に高額に及ぶ場合、被保険者からの徴収が不調を来すケースが多い。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>このように、現行では当該被保険者との間で事務手続き(連絡調整及び徴収)が必要であるが、本提案が実現し保険者間での調整が可能となれば、当該被保険者にとっては負担が軽減され、市町村国保にとっては確実な徴収が可能となる。さらに被保険者との手続きが省略されることにより、事務の簡素化・迅速化が図られるとともに資格の適正化を期することができる。</p>	国民健康保険法第8条		厚生労働省	大分市	C 対応不可	資格喪失後受診などにより、被保険者がこれまで加入していた保険者(以下「旧保険者」という。)に対して保険給付返還金債務を負う一方で、新たに加入した保険者(以下「現保険者」という。)に対する療養費請求権を有する場合には、債権譲渡等により旧保険者が現保険者に対して直接に療養費の請求を行うことは認められない。(国民健康保険法第67条)	被保険者の合意を得た上で現保険者から旧保険者に直接支払う仕組みを検討中とのことだが、旧保険者が被保険者と接触する必要があり、事務負担が残ることには変わらないことから、被保険者を介さず保険者間で直接処理する仕組みが必要と考える。	

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見		
								区分	回答	意見	補足資料	
694	介護保険制度における「補足給付」の拡充	低所得者が施設サービス及び短期入所サービスを利用するにあたり、居住費及び食費について、所得に応じた負担限度額を設定し、基準額との差額を支給する「特定入所者介護(予防)サービス費」の支給(補足給付)の対象に「認知症対応型共同生活介護」(グループホーム)も含めるよう、介護保険法について所要の規定整備を行う。	【現状】 介護保険制度では、低所得者の施設サービス利用が困難とならないよう、低所得者が施設サービス及び短期入所サービスを利用するにあたり、居住費及び食費について、所得に応じた負担限度額を設定し、基準額との差額を支給する特定入所者介護(予防)サービス費を支給(以下「補足給付」という。)することとしている。 【支障事例】 現在、補足給付は、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に常時入所する施設サービスと、介護保険施設に短期間入所する短期入所サービスのみが支給対象で、居住系のサービスは対象となっておらず、居住費や食費の負担等により、低所得者がグループホームを利用できないという事態が生じている。 【制度改正の必要性】 今後、認知症高齢者の急激な増加が見込まれる中、低所得の認知症高齢者のサービス利用が困難とならないよう、認知症のため介護を必要とする人が少人数で共同生活するための居住系サービスである「認知症対応型共同生活介護」(グループホーム)も補足給付の対象とする必要がある。	介護保険法第51条の3		厚生労働省	大阪府・京都府・兵庫県・徳島県	C	対応不可	介護保険制度では、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、居住費・食費は自己負担が原則となっている。そうした中、補足給付は平成17年の制度改正により、介護保険3施設(ショートステイを含む)の居住費・食費を保険給付の対象外とした際、低所得の施設入所者に配慮するため、福祉的、経過的な性格を持つ給付として創設されたものである。こうした補足給付の趣旨に照らせば、制度創設当初から居住費・食費を保険給付外としているグループホームを補足給付の対象に加えることは不相当である。なお、平成24年度より、グループホームの家賃・食料費・光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象とした助成制度を地域支援事業の任意事業として創設している。	補足給付は、低所得者対策として、介護保険制度の枠外で対応すべきである。	
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量が必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を基軸にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育て支援新制度の枠組にない。このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支障が生じる。 1950年代にデンマークで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。 鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達が得られたとの結果が出ている。 これらを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、官民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。 この「森のようちえん」を地域子ども・子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	子ども子育て支援法59条、61条(児童福祉法第6条)		内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、徳島県	C	対応不可	「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業についても、現行の対象事業の要件を満たせば国庫補助の対象となる。 また、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要であり、国庫が投入される地域子ども・子育て支援事業には、法令上位置づけられた全国的に普及している事業が対象となっている。	「魅力あるふる里『まちづくり、ひとづくり、しごとづくり』を進めることにより、人口減少を克服し、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げる」ことが、今内閣の基本方針となっている。よって、基本方針の主旨を踏まえ、地方の先進的な取り組みについても、法令上位置づけることも含め、積極的に検討願いたい。	
319	保育所における給食の自園調理原則の廃止又は過疎地域等での適用除外	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、保育所は、調理室の設置が義務付けられ、自園調理を原則としている。保育所・小・中学校を含め、地域一体となった食育を推進するとともに、公立保育園の合理的運営を進める観点から、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求めるもの。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省第63条)第11条第1項において、「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」とされている。 現在、一定の要件を満たす保育所においては、満3才以上児の給食の外部搬入は認められているが、3才未満児の給食の提供については、特区認定を受けた場合を除き外部搬入は認められていない。地方都市では少子化が進行し、市街地保育所を除き、周辺部の保育所は入所児童が減少しているにも関わらず、保育所給食は自園調理を原則としているため、業務委託をする場合を除き、調理員の配置が必須となっている。 過疎地域においては、公営の共同調理場等を活用することにより、職員配置の合理化をすることができるとともに、地域における一体的な食育を推進することが可能となる。 現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件である設備、衛生基準の遵守、食育プログラムに基づいた食事の提供をしている。 アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公営の共同調理場等から保育所へ給食を搬入することにより、就学後においてもアレルギー児童への対応がスムーズに行えるとともに、地域における保育所・小学校・中学校を一体とした食育活動の展開が期待でき、運営の合理化が可能となることから、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求める。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項		厚生労働省	萩市	C	対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とことされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。	子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参照すべき基準への移行を検討すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見	
								区分	回答	意見	補足資料
518	保育所における給食の外部搬入の拡大	保育所の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限り、公立保育所のみ認められている。 本県所管域では3歳以上児のみの保育所は存在せず、全て3歳未満児を保育している中で、3歳以上児のみを外部搬入、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。  したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。	子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	
724	小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和	小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を搬入することができるよう、国の規制を緩和すること	保育所においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入は原則として認められていない。本県では、特に過疎地域において、保・小・中一貫教育に取り組んでおり、この取組みをさらに推進するに当たり、保育所の給食を小学校、中学校の給食センターから搬入できるよう、国の規制を緩和する。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2		厚生労働省	徳島県、京都府、和歌山県、大阪府	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。  したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。	子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準		内閣府、文部科学省、厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。  したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。	子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見	
								区分	回答	意見	補足資料
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	<p>【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。 都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。</p> <p>【改正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。</p>				兵庫県  内閣府、文部科学省、厚生労働省	C 対応不可	<p>子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。</p> <p>※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。</p> <p>条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。</p>	子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	

内閣府からの第1次回答

全国町村会提出資料

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見	
								区分	回答	意見	補足資料
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を軸にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育て支援新制度の枠組にない。このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支障が生じる。1950年代にデンマークで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達が得られたとの結果が出ている。これらを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、官民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。この「森のようちえん」を地域子ども・子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	子ども子育て支援法59条、61条(児童福祉法第6条)		内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、徳島県	C 対応不可	○「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業についても、現行の対象事業の要件を満たせば国庫補助の対象となる。 ○地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要である。 ○国庫が投入される地域子ども・子育て支援事業には、法令上位置づけられた全国的に普及している事業が対象となっている。	「魅力あふれる『まちづくり、ひとづくり、しごとづくり』を進めることにより、人口減少を克服し、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げる」ことが、今内閣の基本方針となっている。よって、基本方針の主旨を踏まえ、地方の先進的な取り組みについても、法令上位置づけることも含め、積極的に検討願いたい。	
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準		内閣府、文部科学省、厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。 また、公立保育所の場合は、各市町村の学校給食センター等により外部搬入を行うことから、各市町村の施設・職員等による対応が可能であるのに対し、私立保育所の場合は、公立保育所の場合のように自ら有する施設・職員等ではなく、特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児については、搬入元と搬入先では公立保育所の場合以上に連携が必要となる。しかし、公立保育所の場合であっても、搬入元と搬入先の連携が課題として明らかになっている以上、私立保育所ではなおさら解決すべき課題が大きいことから、現時点においては、特区での対応も困難である。これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。	子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。 都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。 【改正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項		内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。なお、「従うべき基準」を上回る基準については、現行でも設定することは可能。これは、保育所に限らず、幼保連携型認定こども園についても同様である。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)(抄) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。	子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見	
								区分	回答	意見	補足資料
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量が必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を基軸にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育て支援新制度の枠組にない。 このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支障が生じる。 1950年代にデンマークで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。 鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達が得られたとの結果が出ている。 これらを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、官民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。 この「森のようちえん」を地域子ども・子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	子ども子育て支援法59条、61条(児童福祉法第6条)		内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、徳島県	C 対応不可	「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業についても、現行の対象事業の要件を満たせば国庫補助の対象となる。 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要である。 国庫が投入される地域子ども・子育て支援事業には、法令上位置づけられた全国的に普及している事業が対象となっている。	「魅力あふれる『まちづくり、ひとづくり、しごとづくり』を進めることにより、人口減少を克服し、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げる」ことが、今内閣の基本方針となっている。よって、基本方針の主旨を踏まえ、地方の先進的な取り組みについても、法令上位置づけることも含め、積極的に検討願いたい。	
432	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱の変更	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)について、市町村も直接補助の対象とする。	【支障事例】 国の「補習等のための指導員等派遣事業」において、市町村は直接補助対象ではない。間接補助対象となっているが、県負担金が発生するため、事業活用が難しい。 【制度改正の必要性】 当町では多人数学級校に、授業中、個別指導や担任教諭の補助を行う町独自の「スクールケア・サポーター」を限られた予算で配置し、基礎学力や望ましい学習態度の定着を図っている。 近年、特別支援学級以外でも、特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることや学習内容の理解力不足が見られることから、より多くの学習サポーターの配置が必要である。	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱		文部科学省	立山町	C 対応不可	補助金の補助事業者については、当該事業の予算額、事務執行体制等を総合的に勘案し決定すべきものと考えており、全市町村を直接補助の対象とすることは、予算及び事務執行体制の観点から困難と考える。	全市町村を直接補助の対象とする事業は多くの省庁に存在することから、文科省の回答には合理性がない。補助事業者に関しては、予算額や事務執行体制等の観点からでなく、補助目的が効果的に達成されるかどうかを基準に判断すべきではないか。	
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準		内閣府、文部科学省、厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とことされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。 また、公立保育所の場合は、自市町村の学校給食センター等により外部搬入を行うことから、自市町村の施設・職員等による対応が可能であるのに対し、私立保育所の場合は、公立保育所の場合のように自ら有する施設・職員等ではなく、特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児については、搬入元と搬入先では公立保育所の場合以上に連携が必要となる。しかし、公立保育所の場合であっても、搬入元と搬入先の連携が課題として明らかになっている以上、私立保育所ではなおさら解決すべき課題が大きいことから、現時点においては、特区での対応も困難である。 これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。	子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見	
								区分	回答	意見	補足資料
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	<p>【支障事例】</p> <p>児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。</p> <p>乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。</p> <p>都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。</p> <p>【改正による効果】</p> <p>地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。</p>	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項		内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県	C	<p>子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。なお、「従うべき基準」を上回る基準については、現行でも設定することは可能。これは、保育所に限らず、幼保連携型認定こども園についても同様である。</p> <p>※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)(抄)</p> <p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。</p> <p>条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。</p>	子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。	

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		全国町村会の意見	
								区分	回答	意見	補足資料
366	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	<p>【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。</p>	工場立地法第4条の2		経済産業省	広島県	C 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。	地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。	
715	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	<p>【支障事例】当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。 緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地の拡張計画はないため、今後見込まれる投資は、既立地企業の同一敷地内での事業拡大に伴う設備投資が主となるのが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工業団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不相当であると考え。 【制度の必要性】今後の産業振興・企業立地支援施策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。 また、移譲が実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援施策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。</p>	工場立地法第4条の2	別紙あり	経済産業省	聖籠町	C 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。	地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。併せて、緑地等の面積規制についても緩和を図るべきである。	
963	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	<p>【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。 市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【具体的支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。</p>	工場立地法第4条の2		経済産業省	中国地方知事会	C 対応不可	工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応することはできない。	地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理性がない。地方創生が内閣の最重要課題となっていることから、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせた独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。	